

卓球台の SG 基準

(公開用)

卓球台の認定基準及び基準確認方法

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Table tennis tables

1 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレームを基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し、作成された卓球台の安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。なお、ここでいう安全性品質とは、卓球台の使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

2 適用範囲

この基準は、卓球の試合、練習、体育活動、娯楽、家庭等で使用する屋内用の卓球台（以下「卓球台」という。）について適用する。

3 形式分類

卓球台の形式は、次のとおりとする。

- ・セパレート式：天板が別々に分かれる構造のもの（付図1参照）
- ・一体式：天板が蝶番等でつながり一体となっている構造のもの（付図2参照）
- ・組立式：天板と脚部が分離できる構造のもの（付図3参照）

4 安全性品質

卓球台の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 構造、 外観及び 寸法	1. 卓球台の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1)各部の組み付けは確実で、緩み、がた等がないこと。 (2)仕上げは良好で身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。 (3)可動部にボルト・ナット等による結合を行っている場合には、緩み止めの処置が施されていること。 (4)天板を畳んだ状態で移動、収納するものにあっては、容易に天板が開かない構造であること。	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(5) 脚の位置は、エンドライン側から 0mm以上、サイドライン側から 0mm以上内側に取り付けてあり、横棧は、床面から 0mm以上離れていること。</p> <p>(6) キャスターを有しているものにおいては、車輪の直径はセパレート式では呼び径 0mm以上、一体式では呼び径 0mm以上のものを用いていること。 なお、キャスターは十分な強度を有していること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
2. 安定性	<p>2. 卓球台の安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1)天板を畳んだ状態で移動、収納するものにあつては、傾斜安定性試験を行ったとき倒れないこと。</p> <p>(2)長手方向（エンドライン方向）の安定性試験を行ったとき、脚部の折り畳み、倒れ等がないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(3)横方向（サイドライン方向）の安定性試験を行ったとき、脚部の折り畳み、倒れ等がないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
3. 耐荷重	3. 耐荷重試験を行ったとき、各部に外れ、破損、倒れ及び使用上支障のある変形等を生じないこと。	
4. 走行性	4. キャスターを有しているものにおいては、走行性試験を行ったとき、各部の外れ、倒れ等がないこと。	
5. 付属品	5. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。	

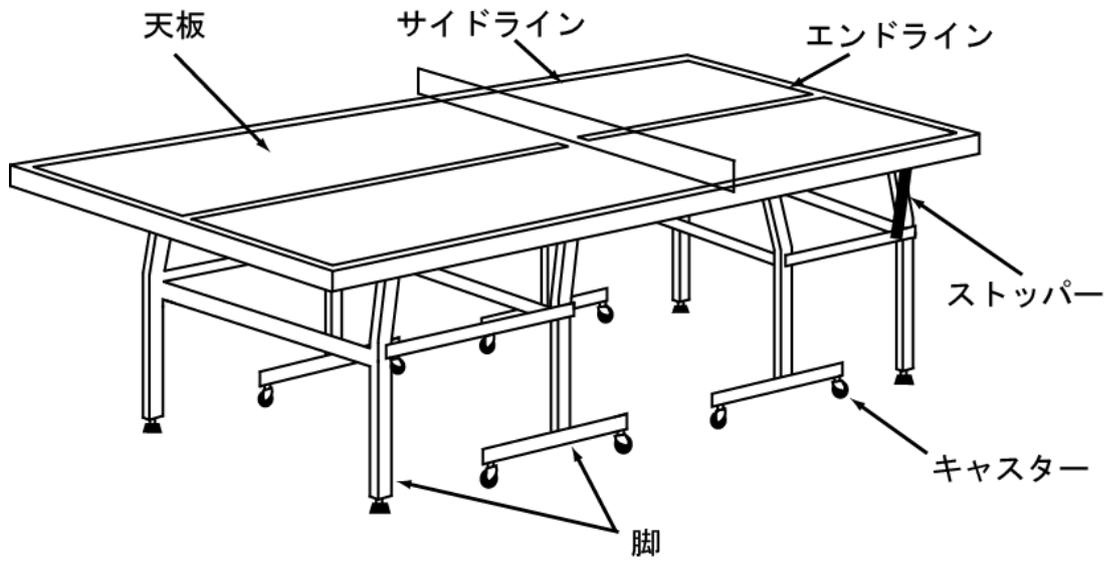
5. 表示及び取扱説明書

卓球台の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

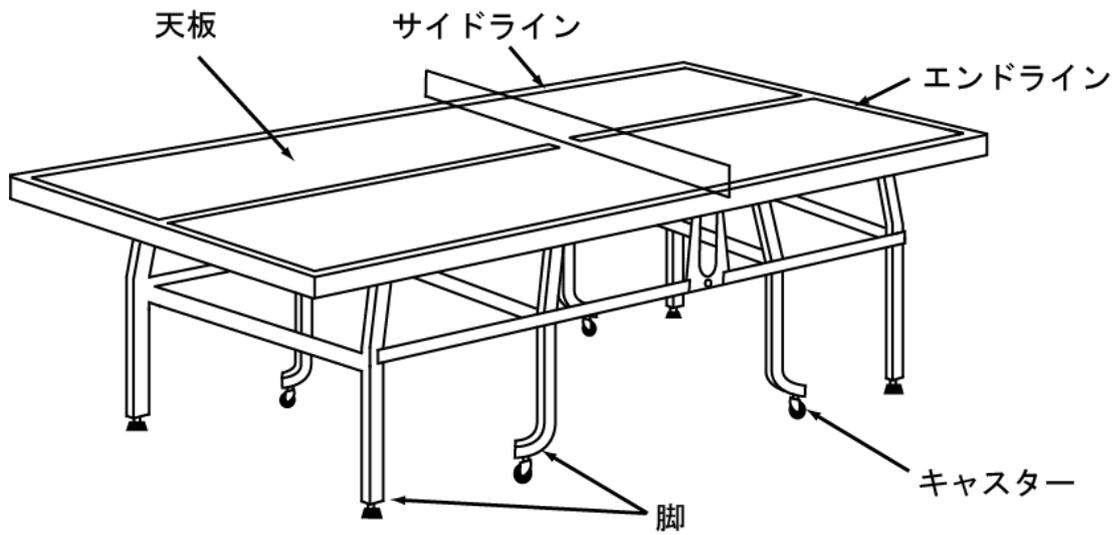
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 卓球台には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)から(8)は一般消費者が容易に認知できるよう見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用前に必ず点検をして使用すること。又破損した状態（特に、キャスターの破損や各部に緩み等がある場合）で使用しないこと。</p> <p>(4) 移動、設置、収納の方法、及びこれらの取り扱い方法。 設置及び収納については、同じ体力を持つ大人2人で行うこと。</p> <p>(5) 脚部の折り畳み防止のストッパーを有しているものは、設置するときは必ず脚部のストッパーをかけ、収納するときは外すこと。</p> <p>(6) 開閉時には連結部等に手を挟まないよう注意すること。</p> <p>(7) 天板の上に人がのったり、腰かけたりしないこと。また、天板上に重いものを載せないこと。</p> <p>(8) 屋内専用であり、屋外で使用しないこと。また、卓球以外の目的で使用しないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 卓球台には、次に示す趣旨の一般の使用者向けの項目が記載された取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない項目は、省略してもよい。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(3)、(4)、(5)については、安全警告標識(!)を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 ただし、以下の各項が容易に消えない方法で表示しているものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 各部の名称 (図で示すこと。)</p> <p>(3) 移動、設置、収納の方法</p> <p>(4) 安全点検は、点検表に従って行うこと。また、必要に応じて修理又は交換を行うこと。</p> <p>(5) 保管方法及び手入れ方法</p> <p>(6) S G マーク制度は、卓球台の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p> <p>(7) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	

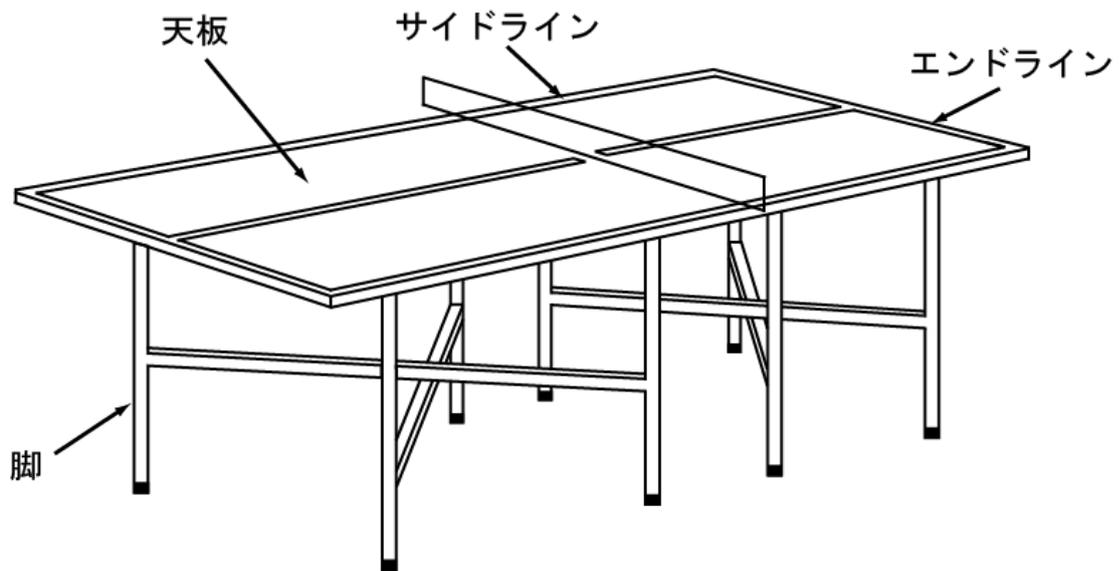
(参考図)



付図1 セパレート式



付図2 一体式



付図3： 組立式